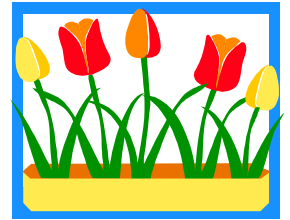


- ・ 相続税に関する著書（田中）
- ・ 改正パートタイム労働法施行一ヶ月（本多）
- ・ リースの会計と税務の改正について（柏田）



今月号のテーマ

相続税に関する著書（田中）

5月中旬に私の著書（共著）が明日香出版より発行されます。内容は相続に関するハウツー本で私は相続税の節税に関する章を担当しました。

節税手法について具体例を交えながら説明しています。専門書ではなく一般読者向けのものなのでとても解りやすい内容になっていると思います。

私が考える節税は単に税額を減らすことではなく納税後のキャッシュフローをいかに増やすかということに重点を置いています。

また、相続税の節税を考える場合には法人税、所得税、贈与税を連動させて考える必要があります。手元に入ってくる財産には必ず何らかの税金が課税されます。節税はこの何らかの課税について最も有利な課税を選択するものです。

脱税はこの何らかの課税自体を回避するものでありその点が節税とはまったく異なります。

このように節税について確固たる考えを持って執筆しておりますのでご一読いただければ幸いです。

出版記念として数冊を無料プレゼント用に用意する予定です。ご希望の方はお早めにお申出下さい。

改正パートタイム労働法施行一ヶ月（本多）

4月1日に改正パートタイム労働法が施行してから一ヶ月がたちました。今年は春闘やメーデーでも非正規雇用者の待遇改善が前面に押し出されており、ニュースや新聞で目にされた方も多いと思います。

4月1日以降に新たにパートタイマーを雇用された事業主の方は改正にきちんと対応されていますか？以前と同じままでは行政指導や勧告を受けたり過料を科せられるケースもあります。

例えば“労働条件の文書の交付義務”。明示義務は新たに①昇給の有無 ②賞与の有無 ③退職金の有無などが追加されています。

制度としては、パートタイマーや契約社員を正社員として採用した中小企業に対し、奨励金を出す厚生労働省の新制度も始まりそうです。この制度は従業員300人以下の中小企業が対象で、パートタイマー等期間を決めて雇用される有期契約労働者を正社員に登用する制度を就業規則で定めた上で、正社員化を実現すれば、企業に35万円が支給されるもので、その後複数人が正社員化すればさらに支給額が上積みされます。（上限有り）

この類の助成金や奨励金は今までも形式は違えどもさまざまなものがあり、パート比率が高い流通業界や大手銀行などは積極的に取り組んでいるようです。

さまざまな理由により非正規で働いている労働者の中にも優秀な人材はたくさんいます。しかしながら非正規雇用者の待遇改善は人件費の増大につながります。

経営者の方々にとっては頭の痛い問題かもしれませんが、「ヒト」の活用について今一度考え直してみる良い機会ではないでしょうか。

リースの会計と税務の改正について（柏田）

これまでリース契約に伴って支払う金額については、会計上多くの場合「リース料」という経費の勘定科目で計上することが一般的でした。（賃貸借処理）

しかしながらその所有権は移転しないものの、中途解約が出来なかったり、中途解約時には違約金も含めて相当額の残額支払義務が付随していたりと、借り手はある意味「隠れ借金」を負っているとも言えるので、決算に明記しなければ実態を表現し得ないのではないか、という国際的な会計の論調に対応すべく、リース会計の改正がこのたび行われました。

「中途解約が不可」かつ「期間中の経費一切が借り手負担」である、いわゆる（所有権が移転しない）ファイナンスリースについては、下記のようになります。

【大会社等】（原則）売買処理※簡便経理あり（特例）300万円以下の契約等は賃貸借処理

【中小企業等】（原則）売買処理（特例）賃貸借処理

※平成20年4月1日以降開始事業年度より適用されます

※オペレーティングリース（ファイナンスリース以外のリース取引）は従来同様に賃貸借処理となります。

会計（仕訳）のイメージは下記のようになります。

【売買処理（原則）】

リース契約時・・・	（固定資産）	×××	（リース債務）	×××
減価償却計上（リース期間定額法）・・・	（減価償却費）	×××	（減価償却累計額）	×××
リース料支払時・・・	（リース債務）	×××	（現金預金）	×××
	（支払利息）	×××		

【賃貸借処理（従来どおり）】

	（リース料）	×××	（現金預金）	×××
--	--------	-----	--------	-----

中小企業の会計スタンダードとしては恐らく賃貸借処理が引続き採用されるものと予想されますが、税務の取扱は下記のとおり要注意です。

所有権移転外ファイナンスリース・・・売買処理のみ

オペレーティングリース・・・賃貸借処理のみ

消費税・・・売買として処理

※平成20年4月1日以降に契約する取引から適用されます

つまり会計で賃貸借処理をしても、税務で売買処理をしなければならないケースが生じることになります。

法人税としては、リース料であれ減価償却費であれ支払利息であれ、損金算入することには変わりなく、基本的に特段注意しなければならないことは少ないようですが、消費税の取扱ががらっと変わります。簡単に言えば支払時に実際は支払うものの、税金計算上差し引くのは契約時になります。

契約時・・・リース料総額×5%相当額を	（仮払消費税）	×××	（リース未払消費税等）	×××	と計上
リース料支払時・・・	（リース未払消費税等）	×××	（現金預金）	×××	で消費税相当額を支払う。

※契約上利息部分が明示されている場合には、利息部分を除いた額の5%となります。